

## 4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から半世紀以上経過しています。その間、昭和61年4月に公的年金制度の大改正による基礎年金の導入、平成9年1月の基礎年金番号制の開始などが行なわれ、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、市民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成12年度の地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担が見直され、機関委任事務が廃止、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。平成22年1月には、社会保険庁に代わり日本年金機構が設立され、市区町村と役割分担して業務にあたっています。

現在、国民年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、平成16年度公的年金制度改正が行われ、現役世代の負担の抑制を図るとともに、老後生活の基本的部分を支える給付水準が確保されるようになりました。

### 1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金又は共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市区町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付されていますが、本市は協力連携事務として、横浜市の住民基本台帳ネットワークへの全員参加が行われるまで20歳到達者の住民記録情報を提供していません。

本市の平成28年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(平成28年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	35,314	575	35,889	1,360	0	1,360
神奈川区	29,764	516	30,280	1,201	0	1,201
西区	12,664	260	12,924	592	0	592
中区	21,828	428	22,256	840	0	840
南区	28,162	457	28,619	1,108	0	1,108
港南区	25,676	545	26,221	1,241	0	1,241
保土ヶ谷区	26,770	492	27,262	1,205	5	1,210
旭区	30,417	616	31,033	1,474	1	1,475
磯子区	19,937	477	20,414	1,152	0	1,152
金沢区	23,685	601	24,286	1,298	1	1,299
港北区	42,587	916	43,503	1,956	2	1,958
緑区	21,955	376	22,331	946	3	949
青葉区	38,257	987	39,244	2,035	0	2,035
都筑区	26,060	465	26,525	1,207	0	1,207
戸塚区	30,737	666	31,403	1,767	4	1,771
栄区	13,382	349	13,731	762	0	762
泉区	19,028	392	19,420	1,227	1	1,228
瀬谷区	16,876	255	17,131	723	2	725
横浜市計	463,099	9,373	472,472	22,094	19	22,113

## 2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切な免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から申請免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、対象者の拡大が図られました。さらに、平成26年度から、申請可能期間が拡大（原則、2年1か月前まで遡って申請可能）されています。

平成28年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(平成28年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	若年者 納付猶予	計B	
鶴見区	35,314	2,560	2,945	340	256	116	3,183	738	10,138	28.7
神奈川区	29,764	1,925	2,336	259	172	83	3,125	570	8,470	28.5
西区	12,664	733	1,370	135	80	48	1,076	246	3,688	29.1
中区	21,828	2,147	2,181	214	116	75	1,627	391	6,751	30.9
南区	28,162	2,681	2,647	249	159	78	2,164	515	8,493	30.2
港南区	25,676	2,071	2,167	287	164	84	3,091	556	8,420	32.8
保土ヶ谷区	26,770	2,358	2,439	295	176	117	3,453	572	9,410	35.2
旭区	30,417	2,814	2,579	376	214	120	3,294	730	10,127	33.3
磯子区	19,937	1,517	1,833	209	149	61	2,185	491	6,445	32.3
金沢区	23,685	1,736	2,018	249	132	102	3,386	604	8,227	34.7
港北区	42,587	2,220	3,144	360	264	154	5,242	837	12,221	28.7
緑区	21,955	1,757	1,900	265	147	78	2,815	589	7,551	34.4
青葉区	38,257	1,650	2,878	348	215	134	6,647	968	12,840	33.6
都筑区	26,060	1,298	1,998	241	125	63	4,233	728	8,686	33.3
戸塚区	30,737	2,339	2,477	330	220	113	3,964	780	10,223	33.3
栄区	13,382	1,190	1,244	187	98	55	1,592	340	4,706	35.2
泉区	19,028	1,809	1,672	249	143	54	2,389	485	6,801	35.7
瀬谷区	16,876	1,971	1,664	260	171	96	1,615	449	6,226	36.9
横浜市計	463,099	34,776	39,492	4,853	3,001	1,631	55,081	10,589	149,423	32.3

### 3 給付事務

#### (1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給権者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等のため増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成28年3月31日現在の拠出制の国民年金受給権者数は表3及び表4のとおりです。

表3 拠出制国民年金受給権者数（旧法）

（平成28年3月31日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	890	915	33	1,838	43	0	0	0	1,881
神奈川区	897	853	15	1,765	24	0	0	0	1,789
西区	470	378	8	856	17	0	0	0	873
中区	689	559	16	1,264	28	0	0	0	1,292
南区	982	803	18	1,803	47	0	0	0	1,850
港南区	570	822	10	1,402	31	0	0	0	1,433
保土ヶ谷区	706	927	22	1,655	43	0	0	0	1,698
旭区	747	1,105	15	1,867	45	0	0	0	1,912
磯子区	603	700	12	1,315	20	0	1	0	1,336
金沢区	733	978	13	1,724	32	0	0	0	1,756
港北区	1,061	1,249	32	2,342	47	0	0	0	2,389
緑区	467	561	3	1,031	23	0	0	0	1,054
青葉区	765	1,106	12	1,883	30	0	0	0	1,913
都筑区	443	472	4	919	12	0	0	0	931
戸塚区	729	987	12	1,728	36	0	0	0	1,764
栄区	353	469	5	827	17	0	0	0	844
泉区	425	575	7	1,007	38	0	0	0	1,045
瀬谷区	363	504	2	869	27	0	0	0	896
横浜市計	11,893	13,963	239	26,095	560	0	1	0	26,656

表4 拠出制国民年金受給権者数（新法）

（平成28年3月31日現在）

種別 区名	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	50,146	1,291	405	27	53,417	46
神奈川区	43,385	1,117	292	13	46,234	36
西区	16,475	395	132	3	17,490	14
中区	25,633	752	222	9	27,673	21
南区	43,567	1,168	275	11	46,396	27
港南区	52,822	1,285	335	13	56,063	40
保土ヶ谷区	45,208	1,117	304	22	48,416	36
旭区	61,245	1,373	376	18	65,077	38
磯子区	39,022	885	242	10	41,268	28
金沢区	49,855	1,124	298	9	52,675	35
港北区	57,327	1,385	408	27	60,766	63
緑区	36,091	928	231	13	38,515	31
青葉区	54,536	1,118	420	18	57,368	42
都筑区	29,690	743	300	14	31,909	26
戸塚区	59,665	1,388	441	12	63,341	43
栄区	32,758	718	193	1	34,577	25
泉区	36,467	842	187	5	38,807	20
瀬谷区	28,874	826	191	8	30,992	22
横浜市計	762,766	18,455	5,252	233	810,984	593

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金ですが、その財源の多くは国庫負担でまかなわれるため、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

平成28年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金の受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数(平成28年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	5	1,548	0	10	1,563
神奈川区	4	1,427	0	11	1,442
西区	0	485	0	5	490
中区	9	1,057	0	4	1,070
南区	2	1,375	0	13	1,390
港南区	2	1,608	0	20	1,630
保土ヶ谷区	1	1,765	0	13	1,779
旭区	2	2,065	0	22	2,089
磯子区	3	1,109	0	19	1,131
金沢区	3	1,389	0	19	1,411
港北区	5	1,619	0	20	1,644
緑区	2	1,252	0	20	1,274
青葉区	1	1,276	0	17	1,294
都筑区	1	1,162	0	1	1,164
戸塚区	1	1,835	0	18	1,854
栄区	2	907	0	7	916
泉区	2	1,306	0	9	1,317
瀬谷区	3	1,093	0	1	1,097
横浜市計	48	24,278	0	229	24,555